

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により株主価値の最大化を図ることを最大の目標としております。また、経営の透明性の確保に注力し、可能な限りディスクローズに努めるとともに、社内外各方面からの多様な意見の吸収を図り、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に努めています。

当社は、社会の構成員としての基本認識に基づき、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。また、その実践に向けて、企業行動憲章として定めた富士紡グループ行動憲章を遵守いたします。

当社は、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するためにコンプライアンス委員会を設置し、また、その機能を高めるべく、ルール違反の疑いがある情報を通報する機関として、顧問弁護士を含めた企業倫理ホットラインを設置し、経営責任者が経営上の重要な情報を判断・処理できる体制を構築しております。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に、内部監査室を設置しております。

また、社外監査役を含む監査役が、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたっている取締役会への出席を含め、経営の適正な監査を行うほか、執行役員制度の導入による監督と執行の分離、社外取締役による経営監督機能の強化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた施策を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO等)の後継者計画の監督】

当社は、次代の経営を担う経営陣幹部の育成、選任を、重要な経営課題と認識しており、業務執行取締役・執行役員として、あるいはグループの各事業分野のトップとして経営の意思決定に関与することで、必要な知識、経験と高度な経営判断能力の計画的育成を図っております。十分な時間と資源をかけた育成を通じて、各事業での経験と実績、企業理念に即した見識、人格等の多面的な相互評価も踏まえ、代表取締役が候補者を選定する透明性・公平性の高いプロセスを経て、取締役会で協議の上で最終決定しております。今後は、ガバナンス、企業価値の更なる向上の観点から、後継者計画の策定などを検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬については、今後、業績や企業価値との連動性をより明確にし、健全なインセンティブが機能する仕組みを検討してまいります。

【補充原則4-10 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社の独立社外取締役は3名であり、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。経営陣幹部・取締役候補の指名や、報酬等に関しても取締役会において決定しておりますが、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任の強化に向け、任意の委員会の設置などにつきましては、今後検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、海外企業経営の経験を持つ独立社外取締役3名と、各事業・会社業務に精通し、様々な知識と経験を有する社内取締役により、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすため、国際性の面を含む多様性と適正規模に留意して構成しております。ジェンダーに関しましては、女性の適任者を積極的に候補者に含め、検討してまいります。

監査役には、業務管理・内部監査部門の経験者、社外監査役には弁護士が選任され、財務・会計・法務に関する適切な知識を有し、業務監査、会計監査を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、取引関係の維持・強化などにより、中長期的な成長戦略に資することを目的に保有します。なお、定期的に全ての保有する株式について、発行会社との取引状況や、リターンとリスクを踏まえた経済合理性など、中長期的に当社グループの経営に資するものであるかを総合的に検証し、保有する必要が認められないと判断した場合には、発行会社との十分な対話の上、当該株式の縮減に向けた取り組みを進めてまいります。

また、議決権の行使については、取引先および当社の中長期的な企業価値の向上や持続的な成長に寄与するものか、取引先の社会的責任やその他株主に対する背信的行為との関連性の有無についても総合的に勘案して、議案毎に判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、他の関連当事者との取引につきましては、毎期定期的に確認を行い、会社に不利益とならない体制を整っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社ではコーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金および厚生年金基金は導入しておりませんので、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

【企業理念】

私たちは、一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けることを企業理念としています。

上記理念の下、当社は中期経営計画を策定しており、当社ホームページ(<https://www.fujibo.co.jp/>)に、これを掲載しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本コーポレート・ガバナンス報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載のほか、基本方針として(1)株主の権利・平等性の確保、(2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働、(3)適切な情報開示と透明性の確保、(4)取締役会の役割・責務の適切な遂行、(5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主との建設的な対話という5つの基本原則を遵守します。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責および実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。そのうえで、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。

4. 経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役候補者は、法定適格要件を備えるほか、社内外、性別、年齢、国籍の区別無く、それぞれの人格および識見、経験を十分考慮の上、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を選任する方針としております。この方針に基づき、経営会議で協議の上、取締役会で決定いたします。その解任については、法令や定款に違反するなどの不正行為がある場合や、心身の故障により職務遂行に支障が生じその回復が見込めない場合、あるいは業績等の適切な評価を踏まえ、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合には解任する方針としており、選任の場合と同様の手続きを経て解任手続きを行うこととしております。

監査役候補者は、企業経営における監査ならびに監査役の機能の重要性と候補者の人格および識見、経験を十分考慮の上、当社の監査役として職務を全うできる適任者を代表取締役が選定し、経営会議で協議しております。その上で監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

5. 個別の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会参考書類」に個人別に選任理由を記載しております。なお、解任する場合は、個々の解任理由について説明を行います。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めております。経営各階層が決定すべき事項については、「執行役員規則」「職務権限規程」「稟議規程」での権限基準を定め、各職位の職務権限を明確にしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準をもとに、次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社の主要株主(議決権保有割合が10%以上ある者をいう、以下同じ)またはその業務執行者

2. 当社が主要株主となっている者の業務執行者

3. 当社の主要な取引先(当社の製品等の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるもの)またはその業務執行者

4. 当社の主要な借入先(その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう)である金融機関の業務執行者

5. 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間500万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

6. 上記1ないし5に過去10年以内に該当していた者

7. 上記1ないし6に該当する者の二親等内の親族

8. その他、一般株主と利益相反が生じるおそれがあり、独立性がないと合理的に判断される事情を有している者

【補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、営業・技術・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見および経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役3名で構成され、定款にて独立社外取締役を含め、取締役の数を9名以内としております。当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスおよび取締役会の多様性ならびに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう努めています。

【補充原則4 - 11 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

取締役および監査役の重要な兼任の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性評価に関して、毎年取締役および監査役に質問票を配布し、その回答により得られた意見等に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施します。平成30年5月に行いましたアンケート調査の結果、前回からの改善事項として、社外取締役が3分の1以上となった取締役会の構成や、年間開催スケジュールの早期決定等が図られており、総じて取締役会は有効に機能し実効性が確保されていることが確認されました。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、新任役員に対し、その役割・責務や会社に関する知識等の必要な教育を実施すると共に、就任後においても、必要な知識の習得や適切な更新のため、外部セミナーの受講や、外部講師を招いての研修会などの機会を提供・斡旋し、その費用の支援を行う方針としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を推進するため、株主との対話はIR担当取締役が統括し、経営企画部をIR担当部署として積極的な対応を可能とする体制としております。

主な取り組みとして、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を年2回開催し、代表取締役社長も出席してコミュニケーションの充実に努めることとしております。また当社ホームページ上で、決算短信、事業報告のほか、決算説明会資料についても開示し、公平かつタイムリーな情報提供に努めております。この他、機関投資家等との面談や電話による取材などを通じて、株主との建設的な対話の充実を図っております。なお、情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	869,600	7.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	671,600	5.87
明治安田生命保険相互会社	533,500	4.66
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	503,619	4.40
株式会社三菱UFJ銀行	500,000	4.37
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	452,500	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	329,900	2.88
三菱UFJ信託銀行株式会社	322,500	2.82
フジボウ共栄会	278,800	2.44
RE FUND 107-CLIENT AC	267,295	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成30年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成30年4月1日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として株式会社三菱UFJ銀行を除き、当第2四半期会計期間末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めておりません。

平成30年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社が平成30年8月15日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めておりません。

平成30年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成30年8月15日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めておりません。

平成30年9月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、Effissimo Capital Management Pte Ltdが平成30年9月14日現在で株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
中野 雅男	他の会社の出身者										
茅田 泰三	他の会社の出身者										
秀島 信也	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 雅男			<p>【社外取締役選任理由】 長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため。</p> <p>【独立役員指定理由】 独立性に関する判断基準として取引所が規定する事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断したため。</p>

茅田 泰三		<p>【社外取締役選任理由】 長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため。</p> <p>【独立役員指定理由】 独立性に関する判断基準として取引所が規定する事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断したため。</p>
秀島 信也		<p>【社外取締役選任理由】 長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくため。</p> <p>【独立役員指定理由】 独立性に関する判断基準として取引所が規定する事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として適任であると判断したため。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人と監査方針および監査計画について適宜協議を行い、連携を保っております。また、会計監査人による監査結果について、報告を受けるとともに妥当性を判断しております。

監査役は、内部監査部門である内部監査室より期首に内部監査計画を聴取し、その計画に基づいて行われた監査について報告を受けております。また、必要に応じて適宜報告を受けるなど、監査の質を高めるため連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 秀昭	他の会社の出身者													
飯田 直樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 秀昭			金融機関において責任ある職歴を歩まれてお り、豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外監 査役として客観的な視点から取締役の職務の 執行を監査することができると考えているた め。
飯田 直樹			【社外監査役選任理由】 弁護士として企業法務に関する豊富な知識と 経験を持たれており、その専門的な知見をもと に、社外監査役として経営陣から独立した立場 で、取締役の職務の執行を監査することができ ると考えているため。 【独立役員指定理由】 独立性に関する判断基準として取引所が規定 する事由のいずれにも該当しておらず、一般株 主と利益相反が生じるおそれのない独立役員 として適任であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社には、役員持株会があり、取締役は全員加入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度における取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 10名 178百万円 (うち社外取締役3名 17百万円)
 監査役 4名 46百万円 (うち社外監査役3名 28百万円)

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
 2. 当事業年度中の退任取締役2名に対する報酬を含んであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責および実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。そのうえで、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社役員（社外役員を含む）の補佐は、秘書室員が行っております。また、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っております。

当社の社外役員は原則月1回開催される取締役会に出席しており、社外監査役は原則月1回開催される監査役会にも出席しております。補佐担当部署は、当該資料の事前配布および事前説明を行っているほか、会社に著しい影響を与える事象が発生する場合は、直ちに報告を行うなどのサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社には、経営方針等の重要な事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があり、経営会議は意思決定機関を強化するものと位置づけております。

取締役会は、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたっております。なお、平成17年6月より執行役員制度を導入し、監督と執行の分離と業務執行のスピード化を図っております。また、平成25年6月より社外取締役を招聘し、社外取締役が客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営監督機能の強化を図る体制としております。

当社は意思決定機関を強化するため、業務執行取締役および執行役員をもって構成される経営会議を設置しております。経営会議は、会社の経営方針および全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っております。なお、常勤監査役も経営会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の遂行状況を把握しております。

当社は、取締役会を常勤・非常勤監査役出席のもと原則月1回、経営会議を常勤監査役出席のもと原則月2回以上開催し、迅速でかつ正確な情報把握と意思決定に努めております。

監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役を含む監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査をしております。監査役会は、原則月1回開催され、毎期の監査役監査方針および監査計画に基づき、取締役会等への出席を含め、経営の適正な監査を行うとともに、隨時必要な提言・助言ならびに勧告を行っております。

当社は、社外取締役および社外監査役（常勤監査役を除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社の会計監査業務については、新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はなく、また、同監査法人は自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要に記載の通り、当社は平成25年6月より社外取締役を招聘しております。社外取締役が、より客観的な立場から、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに経営を監督することで、業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督という取締役会の機能・役割を強化することが可能な体制となっております。

なお、当社は取締役8名中3名が、当社が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役（独立社外取締役）であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。そのため、独立社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占め、独立性の高い取締役会により経営監督機能が発揮される体制となっております。また、各取締役の経営責任を明確にするため、当社の取締役の任期は1年としております。

当社においては取締役会ならびに経営会議に監査役が出席することで、重要な意思決定の過程および業務の遂行状況を監査役が把握し、経営の適正な監査を行うことが可能な体制となっております。

また、監査機関としての監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役を含む監査役で構成されております。

当社は、独立性・専門性の高い社外監査役や財務・会計に関する知見を有する監査役を選任するとともに、監査役が内部監査部門・会計監査人と密に連携することで、経営の監視・監督機能の強化に努めております。

会計監査人についても、その業務執行社員が一定期間を超えて当社の会計監査に関与することのない措置がとられているなど、現状の様々な体制によって、当社のガバナンス体制は充分に機能していると判断しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年3月期の株主総会は平成30年6月28日に開催し、招集通知は平成30年6月6日に発送。発送日に先立って東京証券取引所および当社ホームページに掲載。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類について英訳版を作成。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(半期毎)を目処に実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・決算説明会資料等のホームページ掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	富士紡グループ行動憲章
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境対策委員会を設置し、情報収集と実施内容を検討。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

1. 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。

(3) 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

(4) 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。

(5) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスク管理を経営戦略の重要な事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。

(2) 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会および経営会議を定期的に開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。

(2) 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 上記1.、3.および4.の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。

(2) 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

8. 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判明した事項について、隨時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。

(2) 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。

(3) 当社は上記(2)に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

【内部統制システムの整備状況】

1. 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するためにコンプライアンス委員会を設置し、また、その機能を高めるべく、ルール違反の疑いがある情報を通報する機関として、顧問弁護士を含めた企業倫理ホットラインを設置し、経営責任者が経営上の重要な情報を判断・処理できる体制を構築しております。取締役ならびに従業員がコンプライアンスを実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、周知・徹底を図っております。コンプライアンスの推進に関する具体的な計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、実施することとしております。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に、内部監査室を設置しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、出席取締役および監査役が記名捺印のうえ、本社において10年間保存しております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営で発生が予測される各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図るため、リスク運営規則のもとリスク管理委員会を設置し、管理体制や各種リスク管理規則などリスクの具体的な管理・運営方法の整備を進めております。

4. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社運営規則に基づき、子会社の適正な管理を行っております。また、子会社に対し、内部監査室による内部監査を実施し、その子会社の内部統制の有効性と妥当性を評価しております。

主要な子会社については、当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保しております。

なお、中期経営計画における経営目標として「経営力の更なる高度化」の推進を掲げ、各子会社・各部門のビジョンと戦略を明確にすることで、財務数値に表される業績の向上のみでなく、財務以外の経営状況や経営品質の向上にも取り組んでおります。各社の態様に応じたマネジメントシステムを構築し、その状況等については、経営会議においてレビューを実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および関係会社は反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては毅然とした態度で臨みます。

「富士紡グループ行動憲章」において社会的責任を宣言し、「行動原則」において反社会的勢力・行為に対する判断基準を定め、取締役ならびに従業員がこれを遵守するよう徹底しております。

外部より反社会的勢力に関する情報収集に努め、社内に向けて対応方法等の周知を図り、事案の発生時には、関係行政機関や弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月27日開催の第188回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の導入について承認を得ました。その後、3年ごとの定時株主総会において上記対応策を一部変更のうえ継続することの承認を得ております。

当社は、平成29年6月29日開催の第197回定時株主総会においても、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための方策として、買収防衛策を一部変更のうえ継続することの承認を得ました。

なお、変更後の対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定した取締役会には、当社監査役4名(うち3名は社外監査役)の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的な運用が適正に行われるることを条件として、本プランに賛同する旨の意見を受けております。

【基本方針の概要および導入(継続)の目的】

1. 基本方針の概要

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を定めております。なお、基本方針の概要は、以下の通りであります。

当社は、上場会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきであると考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、受け入れる余地もあり得ると考えております。

しかし、株式の大規模買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資しないものも少なくありません。また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合には、株主が最善の選択を行うためには、買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのような情報が明らかにされないまま大規模買付が行われると、当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資しない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 導入(継続)の目的

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値拡大に取り組んでおりますが、当社の事業領域や現在の企業規模では、短期的な利益獲得を狙った買収リスクの懸念があり、当社の企業価値・株主共同の利益を棄損する可能性のある大規模買付行為に対して、最低限のルールを確保する必要があると考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付に応じるか否か、どう対応するか等に対し株主が適切な判断を下すことを第一義として行動いたします。そのため、当社取締役会は、一定のルールに則り、大規模買付者と協議・交渉等を行うことおよびより適正な代替案を提案することの重要性を認識し、そのための枠組みが引き続き不可欠であると判断するに至り、本プランを継続することを決定いたしました。

【本プランの概要】

1. 本プランに基づく対抗措置の実施の対象となる買付行為

本プランにおいては、次の(1)もしくは(2)に該当する行為またはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行なうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがあります。

(1) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(2) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2. 本プランの概要(大規模買付行為がなされた場合の対応)

本プランでは、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討等のために必要かつ十分な情報の提供を求めます。

独立委員会(当社の定める独立性基準を満たす当社社外取締役または社外監査役の中から取締役会によって選定された委員3名以上により構成)は、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、大規模買付者の買付内容等の検討等を行い、当社取締役会に対し、対抗措置の実施または不実施等に関する勧告を行います。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、所要の措置を取ります。

3. 対抗措置

本プランにおける対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てであり、対抗措置としての効果を勘案した新株予約権の行使条件および取得条項等を定めることができます。ただし、他の対抗策を実施することが適切と判断された場合には、当該他の対抗措置が実施されることもあります。

4. 本プランの有効期間、継続および廃止

本プランの有効期間は、平成29年6月29日に開催された当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時から平成32年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。以降、その継続(一部修正したうえでの継続を含みます。)については3年ごとに定時株主総会の承認が得られることを条件とします。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても、株主総会または当社取締役会にて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細については、当社ホームページ(<https://www.fujibo.co.jp/>)上の平成29年5月12日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続のお知らせ」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[当社の適時開示に係る社内体制の概要]

1. 適時開示の基盤となる倫理規範

当社は、社会の構成員としての基本認識に基づき、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を守り、社内規則に則った運営を行うこととしております。その実践に向けて、企業行動憲章として定めた「富士紡グループ行動憲章」が、適時開示に係る社内体制の基盤となっております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としており、開示の際には、会社情報の内容に応じて以下の体制をとっています。

(1) 決定事実

当社の業務執行および経営方針等は、取締役会または取締役および執行役員をもって構成される経営会議において決定しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。

なお、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するためにコンプライアンス委員会を設置し、また、その機能を高めるべく、ルール逸脱情報を吸い上げる機関として、顧問弁護士を含めた企業倫理ホットラインを設置し、経営責任者が経営上の重要な情報を判断・処理できる体制を構築しております。

決定された事項については、証券取引所の適時開示規則(以下、「適時開示規則」という)に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、情報取扱責任者および財務経理部を中心に開示情報の検討を行い、迅速な開示に努めています。

また、取締役会および経営会議には監査役も出席しており、その他必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めています。

(2) 発生事実

当社および子会社において重要事実が発生した場合には、関係会社運営規則に基づき、当該事実の発生を認識した部署および各子会社の情報管理責任者(原則として部・室長および子会社社長)から速やかに財務経理部に情報が集約され、取締役および執行役員に対して報告がなされます。

そののち、適時開示規則に基づき、開示が要請される重要な決定事実ならびに投資判断に影響を与えると思われる情報などについて、情報取扱責任者および財務経理部を中心に開示情報の検討を行い、迅速な開示に努めています。また、必要に応じて会計監査人等のアドバイスも受け、正確かつ公平な会社情報の開示に努めています。

(3) 決算情報

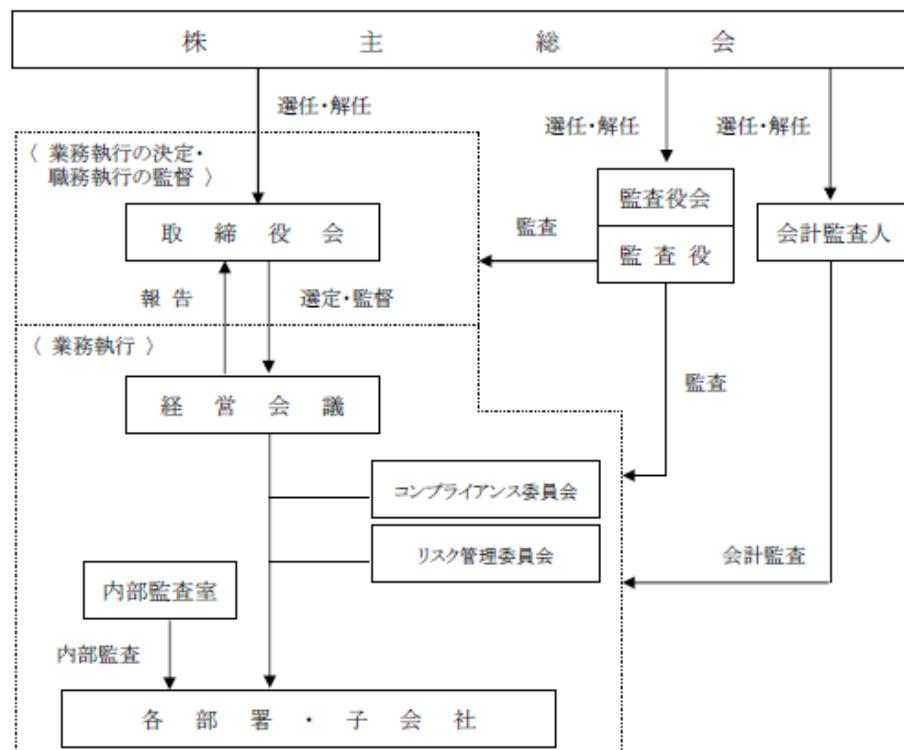
決算情報については、決算月の翌月に財務経理部において財務数値を作成し、経営会議、決算に関する取締役会の承認を受けた後、遅滞なく開示しております。

監査役会および会計監査人による監査を期中から定期的に受けることにより、正確かつ公平な会社情報の開示に努めています。

3. 社内体制のチェック機能

当社は、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に、内部監査室を設置しております。内部監査室は、全ての業務の内部管理体制を監査の対象としており、社内体制、業務執行についてのチェックを行っております。

【 参考資料 : コーポレート・ガバナンス体制 模式図 】



【 参考資料 : 適時開示体制 模式図 】

